

○備前市水道事業給水条例

平成17年3月22日

条例第211号

改正 平成19年10月1日条例第36号

平成25年12月20日条例第43号

令和元年6月28日条例第42号

令和元年9月27日条例第52号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第17条)

第3章 給水(第18条—第29条)

第4章 料金及び手数料(第30条—第41条)

第5章 管理(第42条—第48条)

第6章 貯水槽水道(第49条・第50条)

第7章 雑則(第51条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、備前市水道事業の給水について、料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具、又は他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1(世帯、戸)又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2(世帯、戸)又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(管理人)

第4条 前条第2号に定める共用給水装置使用者は、管理人を定め、連署のうえ管理者に届出しなければならない。管理人変更の場合も同じとする。

2 管理人は、水道使用料金及び給水装置の修繕費用等を取りまとめて納付し、その他水道使用に関する事項を処理しなければならない。

3 管理者は、管理上必要と認めた場合に限り管理人を指名又は改選させることができる。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の工事の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕に限り、口頭で届け出ることができる。

(給水装置施行の範囲)

第6条 管理者は、配水管の布設がない場所、又は工事に支障があると認めた場合は、給水装置工事の申込みを断ることができる。ただし、当該申込者が、配水管布設工事費等の経費を負担するときは、この限りでない。

2 管理者は、送水管からの給水装置の分岐は、原則としてこれを施行しない。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水装置の構造及び材質の基準)

第8条 給水装置の構造及び材質の基準は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条の規定によるものとする。

(新設等の費用負担)

第9条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、

管理者においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第10条 給水装置工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ、管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 給水装置工事について利害関係人その他の者から異議が生じたときは、工事申込者の責任とする。
- 5 第1項の指定給水装置工事事業者について必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次のとおりとする。

- (1) 材料費
 - (2) 労務費
 - (3) 運搬費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 諸経費
 - (6) 工事監督費
 - (7) 調査設計費
 - (8) 事務費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(負担金)

第12条 給水装置工事負担金の種類を次のとおり定め、管理者は給水装置の新設又は改造の工事を申込みしようとする者から、申込みの際、次の各号に掲げる区分により別表第1に規定する負担金に100分の110を乗じて得た額を徴収する。

- (1) 新設負担金
 - (2) 配水管分岐負担金
 - (3) 開発分岐負担金
- 2 前項各号に掲げる負担金の徴収に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第13条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がやむを得ないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完工後に精算する。

(工事費の分納)

第14条 前条第1項の工事費の概算額は、新設工事に関するものに限り、管理者の承認を得て、6月の範囲内で分納することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、給水区域内に居住する保証人を要する。

(給水装置所有権の移転の時期)

第15条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第16条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第17条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第18条 給水は、非常災害、水道施設の破損、漏水、濁水等並びに工事、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限及び停止又は洗管等により、所有者、使用者又は一般公衆に損害を生ずることがあっても、管理者はその責めを負わない。

(給水の分与、販売等の禁止)

第19条 給水は、他人に分与し、若しくは販売し、又は濫用することはできない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(給水契約の申込み)

第20条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第21条 給水装置の所有者が給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(水道メーターの設置)

第22条 給水量は、水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第23条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第24条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 水道の使用を再開するとき。
- (3) プール等へ一時的に多量の水を給水するとき。
- (4) 消防用以外に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(4) 消防用として水道を使用したとき。

(公設及び私設消火栓の使用)

第25条 公設及び私設消火栓は、消防、消防の演習又は管理者が特別に許可した場合のほか使用してはならない。

2 公設及び私設消火栓を消防の演習に使用し、又は前項の許可を得て使用するときは、管理者の指定する水道企業職員を立会させることができる。

3 第1項の許可に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

(水道使用者等の管理上の責任)

第26条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 第2項の修繕に要する費用の負担区分に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(原因者負担の原則)

第27条 道路の新設、拡張、改良、修繕及び造成、建築又は自動車その他により、水道施設、給水管及びこれに付属する水道の用具に破損、折損、支障移転、改造、撤去、修繕等の原因を及ぼした者は、特別の理由のあるもののほか、当該工事に要した費用を負担しなければならない。

(臨時使用の権限)

第28条 管理者は、天災、地変その他公益上必要があると認めたときは、給水装置を無償で他に臨時使用し、又は使用させることができる。この場合、水道使用者等はこれを拒むことはできない。

(給水装置及び水質の検査)

第29条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第30条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

(料金)

第31条 料金は、別表第2の区分により、使用期間に応じて算定した基本料金と水量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(料金の算定)

第32条 管理者は、使用者ごとに毎月の料金算定の基準日(以下「定例日」という。)を定めて、隔月の定例日にメーターの点検を行い、計量した給水量に基づき料金を算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 前項の給水量は、各月均等とみなす。

(使用水量の認定)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) その他管理者が必要と認めたとき。

2 前項に規定する認定方法に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

3 前2項に定めるもののほか、共同住宅及び住宅団地における受水槽以下の装置並びに共用給水装置を使用する場合の料金の算定方法については、別に管理者が定める。

(特別な場合における料金の算定)

第34条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下で、かつ、使用日数が15日以内のときは、基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき、又は使用日数が16日以上ときは、1月として算定した金額

2 月の中途において給水装置の種類の変更があったときは、その使用日数の多い給水装置の料金を適用する。ただし、使用日数が等しいときは新しい給水装置の料金を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第35条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用を申し込む際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第36条 料金は、納入通知書による納入又は口座振替の方法により、隔月に2月分まとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項の徴収に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(基本料金)

第37条 基本料金は、水道の使用の有無にかかわらず徴収する。

(手数料)

第38条 管理者は、次の各号に掲げる区分により、申込者から申込みの際、別表第3のとおり手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

- (1) 設計手数料
- (2) 指定給水装置工事事業者の新規・更新指定手数料
- (3) 指定給水装置工事事業者の臨時指定手数料
- (4) 設計審査手数料
- (5) 工事検査手数料
- (6) 確認検査手数料
- (7) 開栓手数料

2 前項各号に掲げる手数料の徴収に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

第39条 削除

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第40条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、負担金、手数料その他の費用を、軽減又は免除することができる。

(料金等の随時徴収)

第41条 料金等の徴収を免れた者は、管理者の認定により随時徴収する。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第42条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。なお、受水タンク以下の装置についても同様とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第43条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、第8条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又は

その者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第44条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第11条の工事費、第26条第2項の修繕費用、第31条の料金又は第38条の各種手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第32条の使用水量の点検又は第42条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第45条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- (3) 正当な理由がなく、90日以上使用がないと認めたとき。
- (4) 違背処分を受けてもなおこれを改めないとき。
- (5) 給水の停止処分中みだりに操作して給水を図ったとき。
- (6) 第5条の承認を受けずに工事をしたとき。

(開栓の費用)

第46条 第44条の給水の停止及び第45条の給水装置の切り離しの処分を解除し、開栓する場合は、その処分に要した費用を当該利用者等から徴収する。

(過料)

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第22条第2項のメーター設置、第32条の使用水量の点検、第42条の検査又は第44条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第26条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第31条の料金又は第38条の各種手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第48条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第31条の料金又は第38条の各種手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第49条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第50条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の東備水道企業団給水条例(平成9年東備水道企業団条例第2号)又は合併前の吉永町水道事業給水条例(昭和56年吉永町条例第6号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった料金、手数料又は負担金の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年10月1日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第31条及び別表第2の改正規定並びに別表第3及び別表第4を削り、別表第5を別表第3とする改正規定は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の備前市水道事業給水条例第31条の規定は、平成20年3月の定例日におけるメーターの点検(やむを得ない理由により、定例日に替えて、定例日以外の日に行う点検を含む。以下「3月点検」という。)の後に行う点検に基づき徴収すべき料金について適用し、3月点検以前の点検に基づき徴収すべき料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月20日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 備前市水道事業給水条例、備前市飲料水供給施設給水条例又は備前市簡易給水施設設置及び給水に関する条例に係る料金であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続しているもので、施行日以後の最初の検針により確定する料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 備前市水道事業給水条例、備前市飲料水供給施設給水条例又は備前市簡易給水施設設置及び

給水に関する条例に係る料金であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続しているもので、施行日以後の最初の検針により確定する料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月27日条例第52号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第12条関係)

給水装置工事負担金

口径	新設負担金	配水管分岐負担金	開発分岐負担金
φ 13mm	40, 000円	40, 000円	—
φ 20mm	80, 000円	40, 000円	—
φ 25mm	160, 000円	80, 000円	160, 000円
φ 40mm	600, 000円	400, 000円	600, 000円
φ 50mm	1, 000, 000円	1, 000, 000円	1, 200, 000円
φ 75mm	2, 400, 000円	2, 800, 000円	3, 200, 000円
φ 100mm	4, 800, 000円	5, 600, 000円	6, 400, 000円
φ 150mm	9, 600, 000円	10, 800, 000円	12, 000, 000円

別表第2(第31条関係)

専用 給水 装置	メーター口径	基本料金(1月につき)		水量料金	
		基本水量	料金	第1段	第2段
	13mm	8m ³	840円	8m ³ を超え50m ³ までの	50m ³ を超える水量1m ³
	20mm	8m ³	1, 040円	水量1m ³ につき140円	につき150円
	25mm	8m ³	1, 310円		
	40mm	—	5, 030円	1m ³ から100m ³ までの	100m ³ を超える水量
	50mm	—	9, 370円	水量1m ³ につき140円	1m ³ につき150円
	75mm	—	14, 690円		
	100mm	—	32, 900円		
	150mm	—	95, 580円		
消火 栓	消火栓本来の目的以外に使用する場合は、1箇所10分以内ごとに2, 600円とする。				

別表第3(第38条関係)

給水工事手数料

1 設計手数料(工事監督料を含む。)	工事価格	設計手数料
	100万円以下	工事価格×0.15
	500万円以下	(工事価格－100万円)×0.13+15万円
	1,000万円以下	(工事価格－500万円)×0.10+67万円
	1,000万円を超	(工事価格－1,000万円)×0.08+117万円
	ただし、設計に特別の費用を要したときは、その費用を徴収する。なお、設計のみの場合は上記手数料の70%、監督のみの場合は上記手数料の60%を徴収する	
2 指定給水装置工事事業者の新規・更新指定手数料	1件につき 20,000円	
3 指定給水装置工事事業者の臨時指定手数料	1件につき 3,000円	
4 設計審査手数料	口径	設計審査手数料
	φ 13mm	2,000円
	φ 20mm	3,000円
	φ 25mm	4,000円
	φ 40mm	6,000円
	φ 50mm	8,000円
	φ 75mm	16,000円
	φ 100mm	20,000円
	φ 150mm	30,000円
5 工事検査手数料	給水装置工事における工事検査手数料は、第38条第1項第4号の設計審査手数料に含む。ただし、検査に特別の費用を要したときは、その費用を申込者から徴収する。	
6 確認検査手数料	第43条第2項のただし書に定める給水装置の構造及び材質の確認に係る工事検査手数料は、第38条第1項第4号の設計審査手数料の5倍に相当する額、及び検査に特別な費用を要したときは、その費用を加算した額を徴収する。ただし、この場合は、第38条第1項第4号の設計審査手数料は含まれるものとする。	

7 開栓手数料	口径	開栓手数料
	φ 13mm	1, 000円
	φ 20mm	1, 200円
	φ 25mm	1, 500円
	φ 40mm	3, 500円
	φ 50mm	7, 000円
	φ 75mm	10, 000円
	φ 100mm	20, 000円
	φ 150mm	40, 000円